



アメリカ医療のトリセツ

取扱説明書



渡米してすぐの方も、長年こちらに住んでいる方も、米国医療に関することになる「よくわからない」「もっと知りたい」と感じている方も多いのではないのでしょうか。そこで、ミシガン大学の家庭医学科の先生方に医療に関する様々なトピックについてまとめていただき、連載でご紹介します。

Vol. 14

患者ポータルサイト・オンライン診療について

アメリカは近年、医療機関が電子カルテを使う事が義務付けられてきたことに伴い、多くの医療機関で、患者が自分の医療情報を閲覧できる、患者ポータルサイトが使えるようになってきました。

患者ポータルサイトとは、スマートフォンのアプリや自分のコンピュータのウェブブラウザから、自分の医療情報を見ることができるシステムです。すでに入っている予約の場所や日時を確認したり、請求額を見て、そこから支払ったりできることは便利です。ご自分の検査結果や、ワクチンの記録もそこから閲覧できます。予約を入れたり、医療上の質問ができたりするようなシステムもあります。

検査結果の連絡も、以前は手紙の郵送、または電話での連絡が主でしたが、今は患者ポータルから、結果が出るとすぐに患者さんからも閲覧できることが多くなりました。医師のコメントの付いた検査結果を自分で見ることができ、後で見直したり、以前の結果と比べたりもできるため、電話で聞いた内容をメモしていても、後から見直すことが可能です。

その他にも、ご自分のカルテはこの患者ポータルサイトからほとんど見ることができます。すぐ見るところになくても、医療情報をリクエストする、というボタンを押せば受診時のカルテなども閲覧できます。言葉の問題で受診時に言われたことがよくわからなかった場合など、その時のカルテを閲覧することで、診断名やこの先の経過観察のプランなどを読むことができ、受診時によくわからなかったことについて理解を深めることもできます。また、外部の医療機関の医師にかかるときや、引っ越しなどで別の医療システムに移るときは、今までの医療情報を送るようにリクエストすることができますが、2週間程度かかることが多く、リクエストしたのに必要な時までカルテが届いていないことなどがよくあります。この場合も、ご自分のカルテを、自宅のコンピュータから印刷しておけば問題ありません。また、日本など、アメリカ以外の国に引っ越し場合は、医療情報をファックスで送ることができないことが多く、また、自分のカルテを印刷したものを郵送してもらうように医療システムに頼むと手数料などがかかることが多いので、この場合も自宅印刷して持参すれば余分なコストを省けます。引っ越ししてからカルテを印刷すれば、書類をもって引っ越しする手間も省けます。

先月に説明した、個人情報の保護のため、患者ポータルサイトは、基本的には本人のみがアクセスできるようになっています。10歳以下の乳幼児や小児の医療

情報は、両親のどちらでもすべての医療情報を閲覧できますが、11歳から17歳の子供の場合は、思春期の子供のプライバシーが守られる仕組みになっています。そのため、親は、予約を取る、ワクチンの記録を見る、請求書を見て支払いをする事などはできますが、カルテそのものは閲覧できないようになっています。18歳以上は、成人とみなされ、本人のみがアクセスでき、親はアクセスできなくなります。18歳以上の成人が、自分の医療情報を管理する能力がないとされる場合は、法定後見人が医療情報にアクセスする許可を取ることになります。

この患者ポータルサイトを使い、最近よく、ビデオ診療が行われるようになりました。電話による診療とビデオ通話による診療を総称して、「バーチャル診療」または、「オンライン診療」と呼びます。以前から、僻地に住んでいたり、交通手段がなかったりという理由で、診療所に行き受診することが困難な場合にビデオや電話の診察をしようという動きがありましたが、実際に健康保険がバーチャル診療をカバーするようになったのは、新型コロナのパンデミックが起こってからです。なるべく感染しているかもしれない人との接触を減らすため、バーチャル診療が保険診療として認められるようになりました。当初は、電話診療も、保険診療が認められていましたが、長期的には、ビデオ診療のみが、保険診療の対象となる方向です。

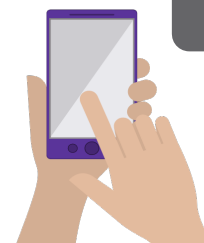
ビデオ診療は、コンピュータまたはスマートフォンを使って患者ポータルサイトを経由して、医師、看護師、栄養士などの医療従事者とのビデオ上での診察を受ける仕組みです。ビデオ診療では、聴診器を当てて聞いたり、口の中を診察したりはできませんが、皮膚の病変を診察したり、呼吸の状態を観察するなど、多少の身体所見はとれます。不安神経症や鬱などのメンタルヘルスの診察などは、ビデオ診察が適していますし、診断がついて、薬の調節をするような診察も、ビデオ診察が適しています。自宅に血圧計がある場合は、高血圧の薬の調節のための診察にもよく利用されます。糖尿病の経過観察も、採血検査をあらかじめ受けてからビデオ診療を受ければ、治療の変更などを診療所での診察と同様に行うことができます。

電話診療やビデオ診療を受けるためには、患者さんは、医療機関と同じ州にいる必要があります。州外に旅行中の場合は、保険がカバーされません。また、ビデオ診療は、インターネットの接続が悪いところでは、うまくいきません。Wi-Fi環境である必要はありませんが、インターネットが繋がりにくい場所からは、うまくいかないことがよくあります。ビデオ診療を受けたい場

合は、ビデオ診療の予約を取ります。家が診療所から遠い、大雪が降ったり氷が張ったりして歩くのが危ない時、小さい子どもが家にいて預ける人がいない等の場合にも、便利な方法です。最近、薬の処方箋も薬局に直接送られるので、紙の処方箋を受け取る必要もなく、ビデオ診療でできる内容も増えてきています。診療所に行く予定だった場合でも、遅くなりそうな場合、診療所に電話をして、ビデオ診療に切り替えてもらう事もできます。ただし、小児健診や大人の定期健診などの健診は、65歳以上のメディケアによる定期健診以外は、健康保険が診療所での診察のみをカバーするので、一般的に診療所に行くことが必要です。

このように、最近使えるようになった医療をうけるためのツールを上手に使うと、ご自分の医療情報の管理もしやすいですし、わざわざ診療所に行かなくても済むことも多くありますので、是非、活用してみてください。

.....



筆者プロフィール：
医師 リトル（平野）早秀子（ひらのさほこ）

ミシガン大学医学部
家庭医学科助教授

1988年慶応義塾医学部卒業
1996年形成外科研修終了。
2008年Oakwood Annapolis
Family Medicine Residency
終了後、2008年より、ミシガン
大学家庭医学科で日本人の患者
さんを診察しています。産科を
含む女性の医療、小児医療、皮膚手術、創傷のケアに、特に
ちからを入れています。

